

## 鳥取県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取大学前	鳥取市湖山町北一丁目427-1	訪問介護	平成21年12月1日
株式会社ぼやーじゅ	東伯郡湯梨浜町大字水下162-1	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町西二丁目555	通所介護	平成22年1月1日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	小規模多機能型居宅介護木守舎	鳥取市行徳二丁目429	小規模多機能型居宅介護	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンターもみじ庵	鳥取市松原594-2	介護予防通所介護	平成21年12月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取大学前	鳥取市湖山町北一丁目427-1	介護予防訪問介護	〃
株式会社ぼやーじゅ	東伯郡湯梨浜町大字水下162-1	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町西二丁目555	介護予防通所介護	平成22年1月1日